

## 「公民館の在り方」提言書の構成と論点の展開 メモ ②修正

はじめに

1. 公民館創設背景

- (1) 寺中構想「公民館のコンセプト」1945年10月
- (2) 文部次官通牒「公民館の設置運営について」1946年7月
- (3)

2. 制度上の公民館の目的、役割等

- (1) 社会教育法20条、21条、22条、23条
- (2) 最近の社会構造変化に伴う運営指針等動向
  - ① 平成29年3月社会教育法の改正「学校と地域連携、地域学校協同活動推進員委嘱」
  - ② // 30年12月中央教育審議会答申「センター的役割、防災拠点期待」
  - ③ 令和元年6月第9次地方分権一括法「社会教育施設の首長部局への移管可能可」
  - ④ H26年、文部科学省の「公民館参加者層の固定化」への問題提起
  - ⑤
  - ⑥

3. 島田市における公民館の現状と課題検証

(1) 社会構造の変化への対応検証

近年になって、行政や地域住民から「高齢化や核家族化に伴う人々の価値観の多様化、生活の個別化そして情報受発信の革命等の社会構造変化に対応した公民館の基本機能を発揮する具体的役割を果たしているか課題提起されるようになってきている。それらの課題について公民館の検証が求められる。

(2) 公民館自身の現状課題の検証

島田市（社会教育課）が設置者となっていて、社会教育施設の中心となっている、金谷公民館、六合公民館、初倉公民館の3館と所管部署が、社会構造の変化への対応した次の課題について自己検証をされたい。

- ① 講座や会議等目的があって利用する者以外の人が集まって困らんする機会・場所（いわゆる交流の場）は提供されているか？
- ② 社会教育講座や自主グループの趣味・教養の講座等が幅広く実施されているが、参加者が固定化していて特定グループのみのつながりになっていないか？

- ③ 趣味・教養の学習・活動は個人的・サークル的なものから地域コミュニティの課題解決のための学習グループに発展するよう支援しているか？（地域防災、家庭教育支援、学校支援等）
- ④ 地域の自治会、コミュニティ、ボランティア団体との連携は、公民館が地域課題解決のための拠り所として受け止められているか？
- ⑤ それぞれの公民館が地域に即した自身のパーパス（存在意義）を認識し、地域住民のニーズに合った事業展開をしているか？
- ⑥ 公民館運営審議会は、委員の意見・提言等が運営に活かされているか、また、委員構成は公民館利用者に限らずそれ以外の者を含めて、幅広く選出されているか？
- ⑦ 地域の様々な活動分野の人材を公民館の講座講師や活動指導者として登用されているか？
- ⑧

#### 4. 島田市の公民館の在り方

前章における課題を検証した結果、それぞれへの課題対応への取り組みが充分であると認識されている公民館は、今後も継続し前進していただきたい。

一方、取り組みが今一歩不十分であると認識されている公民館は、以下に述べる公民館の機能・役割を参考に自らのオリジナリティを見出し、取り組んでいただきたい。

また、公民館の名称ではないものの、職員が常駐している社会教育機能を持つ類似施設や公会堂等においてもこの機能・役割を参考に可能な範囲で取り入れていただきたい。

##### (1) 公民館の基本的役割

公民館には地域住民の「交流」「学ぶ」「参加」の基本的役割があり、この役割を意識したうえで、住民に親しまれる事業や活動支援を行い、地域課題解決のための拠り所としての存在でありたい。

##### (2) 求められる具体的役割

- ① 地域住民の交流の場
- ② 地域住民の学習の場
- ③ 地域づくり参加の場
- ④ 公民館の運営体制

#### 5. 地域総合センターとの連携、機能分担

#### 6. 所管部署、指定管理者との連携

あとがき

注) 視察結果（先進事例に学ぶ）を導入するか？

## 私の考える今後の公民館のあり方

5.6.14 松本敬人

前回、委員長よりご提案いただいた提案と表現は異なりますが、重なる部分も多いと思われる。公民館類似施設（隣保館）に勤務する者としての個人的な考えをまとめてみました。

公設・公営、公設・委託管理、公設・民営の区別は問わず、以下の点が保証されていれば、公民館としての機能は果たしていけると思います。

- 1 地域に寄り添う施設（地域共生社会づくりの拠点）  
防災・福祉相談の拠点、憩いの広場の存在、申請書類等作成の支援
- 2 地域の伝統・文化を継承し、次世代につなげる場であり、様々な文化的・  
体育的な活動を楽しめる場（人々の交流拠点）  
地域交流活動、祭典、教養・文化活動、サークル活動等
- 3 地域づくりの拠点（自治会・町内会活動への支援）
- 4 啓発・広報活動の拠点  
市民生活を営む上で必要となる知識・考え方や人権啓発、防災啓発等
- 5 相談活動の充実  
市民生活に伴う様々な悩み、困り事に対する相談窓口（つなぎの場）  
子育て相談、教育相談、福祉相談、生活相談、健康相談等々
- 6 音楽活動、舞踊に耐えられる施設の完備  
日頃の練習に使える防音機能を有した部屋の確保

1について、最近、防災、福祉等の分野で「自助→共助→公助」という言葉をよく耳にするようになってきました。この言葉の裏には、次の2側面があると思います。一つは、様々な危機対応、高福祉の実現を図るには、莫大な資金が必要であり、公的資金だけでは賄えなくなってきたこと。二つ目は、社会の進展に伴い、核家族化が進み、さらには少子高齢化、地方の過疎化により、様々な等の問題が顕著になってきている一方、地域のつながり、地域の教育力、隣人との希薄な関係（隣は何をする人ぞ）等が当たり前の社会になってきたことだと思えます。。

このような問題点を解消するためにも、厚労省では『地域共生社会』の実現を提唱し、縦割り行政をなくし、住民に寄り添った地域社会の実現をめざしています。防災、福祉を中心に『自助→共助→公助』の考え方の定着を図ろうとしています。この考え方に対しては様々な考えがあろうかと思いますが、今置かれている社会の現状を考えると、この考え方が現実的であり、手っ取り早く諸問題に対応できるのではないかと考えています。

そのためにも、公民館及び類似施設が地域に密着し、地域に信頼される、頼られる施設となることが求められてくるのではないかと思うからです。

2・3は従来の公民館の活動であり、今後も必要であると考えます。

4については、広報しまだや「おおるり」等を活用した活動が行われていますが、駐車場の問題や距離的・時間的問題も多いと思われるので、小規模でもいいから公民館等を活用して様々な啓発活動を行うことにより、口コミで広がることが期待されます。再度の開催を望む声や、必要性が高まれば、大規模施設と比べれば開催しやすいのではと考えます。講師等は市や県の専門家や、地域の人材を活用すればよいと思います。←『家庭教育のあり方』

5については、公民館職員が全ての相談の対応をするのではなく、相談者の話を聴き、対応可能な部署につなぐことが大切だと思います。「その問題はここではなく〇〇課へ行ってください」ではなく、相談を受けた職員が、担当課に電話をし、取り次ぎ、とりあえずはその回答を伝えたり、本人と電話を替わり電話相談をしたりすることが、地域住民の信頼を得ることにつながると思います。将来的には、巡回相談や出張相談が実現すればさらに良いと思います。

6については、現在、市内には日ごろの音楽活動を行える場が少ないと思われます。「福祉館あけぼの」や「番生寺会館」へ、公民館で「音が出てうるさいので、他の利用者の邪魔になる」と言われ、部屋を貸してもらえなかったのではという団体や個人が利用しに来ています。番生寺会館、福祉館あけぼの共に防音設備はありませんが、お互い様といった感じで同時に複数団体が利用しています。(囲碁とバンド活動、自治会等の会合と詩吟、よりみちまなびと舞踊等)ただし、アンプ等を利用した大音量の活動は遠慮していただいています。全室に防音設備を完備する必要はなく、せめて1・2室だけでも設置できれば、音楽活動等も保障されると思います。

最後に、番生寺会館・福祉館あけぼのの職員は2人(共に会計年度任用職員)です。位置づけは隣保館(資料参照)で、福祉課の所管です。小規模ですが、上記のような取り組みを続けていたら、口コミで利用者が増加してきました。小規模施設の良さは小回りが利くところだと思います。市内には所管する課は違いますが、類似施設が数多くあります。夢づくり会館、チャリム21、五和会館、山王、やまびこ、たちばな、しろやま、ちゃくら、3つの地域交流センター(歩歩路、金谷南、金谷北)、ささま等々、これらの施設はすでに公民館的な機能を有しており、機能を果たしていると思います。担当職員も配置されていると思いますので、所管課の垣根を外し、それぞれの施設の設置目的を生かしながら、公民館的な働きを充実させていけば、より充実した公民館活動が展開されていくと思います。

## 【参考資料】

### 静岡県隣保館卯楽協議会・隣保館について

#### 1 設立目的について

この協議会は、効果的な隣保館事業を展開し、同和問題をはじめとする人権問題の解消や地域福祉の充実をめざし、静岡県内の隣保館ならびに関係市町が共同して調査及び研究を行うとともに、職員の資質向上、関係機関との連絡調整を図ることを目的としている。

#### 2 組織について

##### (1) 県内の16館の隣保館ならびに関係8市町

浜松市4館、磐田市1館、袋井市1館、掛川市4館、菊川市1館、島田市2館、牧之原市2館、吉田町1館

##### (2) 上部組織として全国隣保館連絡協議会（全国722館）があり。静岡県隣協も参加している。なお、全隣協は5ブロック（東日本135館、近畿254館、中国139館、四国131館、九州119館）に分かれ、静岡県隣協は東日本ブロック（13県 茨城6・栃木8・埼玉8・群馬11・千葉6・神奈川1・静岡16・愛知6・岐阜6・三重35・長野25・新潟2・福井5）に所属している。

#### 3 事業について

##### (1) 隣保館の運営に関する調査及び研究

##### (2) 同和問題の解消を図るための調査・研究、および啓発活動

##### (3) 同和对策事業を推進するために必要な関係機関との連絡調整

##### (4) そのほか隣保館事業の推進及び日資質向上のために必要な事業

総会1、研修会4、女性職員研修会1

#### 4 隣保館について

① 隣保館設立の概略は、太平洋戦争後、公民館活動が全国で展開されるようになったが、当時は差別意識が強く残り、同和地区住民の公民館活動への参加が困難であった時期に、同和地区住民の公民館活動への参加を保証し、活動を通して周辺住民との交流を促進し、同和問題の解消をめざす目的で設置されていった。

② 隣保事業実施の中心となるべき施設のことで、現在は隣保館設置運営要綱（H14.8.29制定→H24.4.5第2次改訂 厚労省）に基づいて設置、運営されている。

③ 現在の隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行っている。

【基本事業】社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、辺地域巡回事業、地域福祉事業



## 志太地区研修会準備・進行担当者割当（案）

- 1 集合日時            令和5年7月19日(水) 午前9時00分 ※顔合わせあり
- 2 集合場所            ふじのくに茶の都ミュージアム1階博物館入口
- 3 島田市参加者        社会教育委員、社会教育課職員
- 4 担当者

### (1) 研修会前

業 務	社会教育委員（敬称略）	市 職 員
会場設営		
受付設営		
PC 他機材設営		
教育長送迎		
博物館入口誘導		
受 付		
座席案内		

### (2) 研修会

業 務	社会教育委員	市 職 員
総 括		
司 会		
発 表		
発表補助（PC 操作等）		
開会のことば		
閉会のことば		

業 務	社会教育委員	市 職 員
講師接待		
来賓接待		
録 音		
記録写真撮影		
弁当・湯茶接待		
茶道体験誘導		

(3) 諏訪原城跡見学

業 務	社会教育委員	市 職 員
移動車両運転		
現地駐車場誘導		



**静岡県中部地区社会教育連絡協議会  
令和5年度志太地区社会教育委員研修会  
収支予算**

**収入**

	金 額	備 考
事業費	120,000	中部地区社会教育委員連絡協議会より
計	120,000	

**支出**

	金 額	備 考
食糧費	44,200	弁当@1,000円×40人=40,000円 ペットボトルお茶 2,100円×2ケース=4,200円
会場使用料	29,000	ふじのくに茶の都ミュージアム ・多目的ホール 2,000円×7時間=14,000円 ・茶道体験 500円×30人=15,000円
消耗品	46,800	参加者手土産 1,000円×40人=40,000円 名札等雑貨 6,800円
計	120,000	